

# 成安造形大学同窓会慶弔規程

平成10年5月31日制定

第1条 本会は、成安造形大学同窓会会則第4条に定めるところの会員（以下、会員とする）の慶事・弔事に対して、この規程の定めるところにより慶弔の意を表する。

第2条 慶事については、下記のとおりとする。

正会員の結婚	祝電
--------	----

第3条 弔慰については、下記の定めによるものとする。

	香典	楮
会員	10000 円	1 対

(備考)

- 1) 他の地区での葬儀若しくは宗旨により、楮が不要の場合は、それに代わるものを供えるものとし、費用は実費を支払うことにより弔慰を表すものとする。
- 2) 事後に承知した場合は、該当項目相当分を金額で支払うことにより弔慰を表すものとする。

第4条 この規程で定めるほかに、会長が特に必要と認める場合は、上記の他に特別の対応をすることができる。

第5条 この規程の改廃については、総会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月14日から改正施行する。